

第二十八回国会 参議院法務委員会會議録第四号

昭和三十三年二月六日(木曜日)午後一時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 青山 正一君

理事 大川 光三君

一松 定吉君

棚橋 小虎君

委員 秋山俊一郎君

雨森 常夫君

大谷 豊潤君

重宗 雄三君

後藤 文夫君

辻 武壽君

政府委員

法務政務次官 横川 信夫君

法務省入国 伊関佑二郎君

管理局長

本日の會議に付した案件

○外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(青山正一君) たいだいまから開会いたします。

本日は、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(横川信夫君) 外国人登録法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明します。

現行外国人登録法は、昭和二十七年四月二十八日対日平和条約の発効と同時に施行され、その後数回にわたる小

部分の改正を経て現在に及んでおります。

とりわけ、外国人の指紋押捺の義務を規定した第十四条及びその罰則である第十八条第一項第八号の規定は、他の規定よりおかれて、昭和三十年四月二十七日から施行になったのであります。が、この規定に基づく指紋押捺制度は、全般的に申せば、実質的にも形式的にも予期以上の成果をあげてお申すことができてお申すのであります。

このたびの改正は、最近の諸情勢と、右指紋押捺制度実施の経験にかんがみ、在留期間が一年に満たないような比較的短期の在留外国人については、一律に指紋の押捺を要しないこととするという趣旨をもちまして、第十四条に所要の改正を加えるとともに、外国人が登録証明書の交付を伴う申請をした後、またその登録証明書を受領しないうちに、居住地を他の市町村に変更した場合における登録証明書の受領方法について所要の規定を設ける等、従来不備であった一、二の点を改正しようとするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

まず第八条の二の新設規定であります。これは、外国人が登録証明書の交付を伴う申請をして、まだこれを受け取らないうちに他の市町村に居住地を変更した場合に、旧居住地の市町村長が登録証明書を作成し、新居住地の市町村長を経由して当該外国人に交付することとしたものであります。

次に、第十条の二の新設規定であります。現在も外国人について、氏名、生年月日等が事実と相違して登録されている事例が少なくなく、その数は約三万にも達していると推定されるのであります。そこで、このような場合には、市町村長は職権をもって事実と合わない登録事項を訂正することができ旨の規定を設けることにいたしましたのであります。

次に、第十四条の改正規定についてであります。まず改正要点を申し上げますと、従来は、入国または国籍の離脱等によって外国人登録法の適用を受けることとなつた外国人については、指紋押捺を伴う申請義務が発生し、ただ六十日未満の在留者についてはこれを免除することになつておりました。このたび、外国との貿易、文化の交流を一層促進するため、一年未満の比較的短期の在留者については、登録証明書は従来通りこれを受けなければなりません。指紋の押捺は一律にこれを免除するように改めようというのであります。このような短期の在留者は、早晚本邦から退去する人々でありますから、かりにその指紋をとりたくても、指紋押捺制度全体と考へられるのであります。

しかし、短期の在留者であっても、その後何らかの理由により在留期間の更新または在留資格の変更を受けて一年またはこれをこえてわが国に滞在したいという者もあるわけでありまして、これらの者は、当初の在留期間の始期から通算すれば、長期滞在者と同一以上の期間引き続き本邦に在留することとなり、指紋押捺について、長期滞在者と区別する理由がなくなるわけでありまして、従いまして、このように当初の在留期間の始期から起算して一年以上本邦に在留することができるようになつた後は、原則通り、指紋を押捺すべきことを規定いたしました。

なお、以上に関連いたしました。他の規定に若干の改正を要する点を生じましたので、それらの点について所要の改正措置をいたしました。

最後に、この改正法律の施行時期についてであります。この改正により関係の政令及び省令の一部を改正する必要があるのみならず、それらを都道府県及び全市町村の関係職員に周知徹底させる等の準備期間が必要でありますので、この改正法律公布後三ヶ月をこえない期間内に政令をもつて施行期日を定めることといたしました。

以上が外国人登録法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(青山正一君) 次に、逐条説明をお願いいたします。

○政府委員(伊関佑二郎君) 逐条につきまして、御説明申し上げます。第八条の二につきまして、外国人が登録証明書の交付を受けることとなる申請、これは、第三条は新規登録であ

ります。第六條は引きかえ交付で、登録証明書が棄損したり汚損した場合に、新しいものと引きかえる。第七條は再交付、なくした場合にはもらうのであります。及び第十一條の申請、これは三年に一度ずつ全員切りかえるわけでありまして、それをしまして、その登録証明書を受け取る前に他の市町村に居住地を移転した場合は、新旧居住地のいずれにおいてもその登録証明書の交付を受けるべきかという点について、従来、明文がないために疑いが生ずるおそれがありました。そこで、このような場合は新居住地の市町村長から交付を受けることに明定しようというものが、本条の趣旨でございます。

本条に「前条第一項の申請をしたときは、」とありますのは、外国人は、事実上居住地を移転して第八条第一項の申請をしたとき以後、新居住地の市町村長から、居住地を移転する前に旧居住地の市町村長に対して行なつた申請に基づく登録証明書の交付を受けることとなるのであります。

また、その次に「同条の規定によるほか」としましたのは、たとえば第八条第一項の申請があつた場合には、新居住地の市町村長は、旧居住地の市町村長に対して、当該外国人の登録原票の送付を請求する等の手続は、当然第八条の規定するところによるという意味でありまして、そのほかの点についてだけ本条第一号から第三号までの規定するところによることとなるわけでありまして、

第三部 法務委員会會議録第四号

次に、各号について説明いたしますと、第一号は、外国人が、登録証明書

の交付を伴う申請をいたしました後、居住地を他の市町村に移転した後に、旧居住地の市町村長は、その発行

権限に基づき、新居住地の市町村長を経由して登録証明書を交付するという考

えを明らかにしたものであります。つまり、その登録証明書の発行名義人は

旧居住地の市町村長であります。第二号は、第三号の規定により旧居住地の市町村長から送付される登録証

明書が送達される見込みの日までに、旧居住地の市町村長が指定した登録証

明書の交付予定期間が到来してしまふようなきは、新居住地の市町村長は旧居住地の市町村長が指定しました交付

予定期間を延長することができようにしよというのであります。なお、本項による交付予定期間の変更の手続等は、省令をもって規定すること

となつております。第三号の規定は、第八号第四項の規定により、他の市町村に居住地を移転

した外国人の登録原票の送付請求を受けた旧居住地の市町村長は、その登録

原票を新居住地の市町村長に送付する際に、転出した当該外国人に交付すべき登録証明書が未交付になつてい

るときは、それをすみやかに送付しなければならぬとの注意でございます。次に、第十号の二につきましては、昭和

二十二年から同二十五、六年ごろまでに登録をいたしました外国人は、その団

体の代表者等により一括して申請をしたような経緯もございます。氏名、生年月日その他の記載が事実と合つて

ないものが少くございません。そこで、このような事案について、登録原

票及び登録証明書の記載を訂正する手続規定を新たに設けまして、登録の正

確を期することとした次第でございます。その内容は、第一項において、市町

村長が、外国人の申し立てその他警察庁等の関係機関等からの通報により、

登録原票の記載が事実と合っていないことを知つた場合は、職権によりその

記載を訂正できるようにいたしましたのであります。この場合、訂正の対象とな

りますのは、誤まつて申請した結果現在の記載が事実と一致しない場合に限り

の記載が事実と一致しない場合に限り変更等は除かれるのであります。第二項におきましては、登録証明書

の記載は、その原本に相当する登録原票の記載と常に一致しているべきであ

りますから、前項の規定により登録原票の記載を訂正した場合は、当然登録

証明書の当該記載事項も書きかえる必要があり、外国人がみずから申し立て

た場合は、当然登録証明書を提出してその記載の訂正を受けるであらう

が、登録原票の記載についての虚偽申請罪の確定判決があつた場合、その他

関係機関の調査により登録原票に虚偽の記載があることが判明した場合等は、市長村長が独自に登録原票の当該

記載を訂正した後、その外国人に対しその登録証明書の提出を命じて訂正で

きる方法を設ける必要があるもので、そのことを規定したものであります。第三項

においては、前項の命令により提出された登録証明書の提出があつたときは、

その登録証明書の誤まつていた記載を事実の通り、つまり、さきに訂正した登録原

票の記載の通り、つまり、さきに訂正して、当該外国人に返還されるべき

旨を規定したのであります。次に、第十四条の改正につきましては、出入国管

理令の規定により一年に満たない在留期間を決定されて、本邦に在留する外

国人については、登録の申請をしても、その際指紋を押すことを要しないとし

た点でございます。一年未満の短期滞在者は、本法第三第一項の新規登録

の申請をした後、さらに第六第一項または第七第一項の申請をすること

は、むしろまれであり、またこれら短期在留者には、登録法上の不正をする

者はないのであります。その短期在留の本邦在留に際し指紋の押捺を要

しないこととしても、本法上指紋押捺制度を採用した目的に対して大きな障

害となるおそれはないと考えられるからでございます。しかし、一年に満た

ない在留期間を決定された者でも、その後在留期間の更新許可または在留資

格の変更許可を受けまして、当初から通算して一年をこえて本邦に在留する

ことができない者がありますので、これらの者については、最初から一年以上

の在留期間をもつて本邦に在留する者と同様に、本条第一項所定の申請をし

た場合には、そのつど指紋の押捺を必要とするわけでございます。第一項の改正点は、現行法第四項に

おける十四才未満の外国人に対する第一項からの除外規定を、第一項の冒頭

に移しただけでありまして、何ら実質的な改正ではない。本項が指紋押捺に

関する原則の規定でございます。改正後の第二項本文は、出入国管理

令の規定により一年未満の在留期間を決定され、その期間内にある外国人に

は、第一項の規定を適用しないこと、つまり、第一項の規定に対する除外例

を規定したものであります。この除外例に該当するのは、第一項所定の申請

をした日において、出入国管理令により一年未満の在留期間の決定を受け、

かつ、その期間内にある者に限りま

す。第二項ただし書きは、最初に決定を受けた在留期間が一年未満の者であ

つても、在留期間の更新許可または在留資格の変更許可により新たな在留期

間を決定され、当初の在留期間と通算して一年以上在留できることとなつた

ときは、その新たな在留期間の決定を受けた日以後、本項本文を適用せずに、

第一項の原則の規定の適用を受ける。つまり、最初から一年以上の在留期間

の決定を受けた者と同様、第三第一項の申請をする場合には、第一項所定

の指紋の押捺義務が発生するという意味でございます。第三項前段の規定は、前項

ただし書きに該当することとなつた外国人につき、第一項の一般原則による指

紋押捺義務のほかに、それまで指紋を押していない登録証明書等に指紋を押す

義務が発生することを規定してあります。それは、前項ただし書きに規定す

る在留期間の更新または在留資格の変更を原因とする第九第一項の申請、

すなわち、記載事項の変更登録の申請をしたときに発生いたします。第三項

後段は、第一項後段を設けたのと同様な理由でありまして、第九

第一項の申請を第十五第二項所定の代理人が申請をした場合は、みずか

ら申請することができなかった本人に指紋押捺義務が発生するという趣旨の注

意の規定であります。第四項は、第一項の原則の規定によ

れば、第三第一項、第六第一項または第七第一項の申請時に十四才以

上である者に指紋押捺義務が発生いたします。しかるに、前項の規定によ

る第九第一項申請事由が生じたときには十四才以上となつてい

ましても、それ以前の第三第一項、第六第一項または第七第一項の申請時に

十四才未満であった者には、指紋押捺義務を免除するという規定でござ

います。第五項は、指紋を押す時期に関する規定であり、第六項にお

いてその押捺の方法その他必要な事項は政令で定める旨規定いたしま

した。第十八条の改正につきましては、新設条文たる第十條の二第二

項に関する罰則の追加だけでございます。第十九条の改正について。本

条は、代理義務違反に関する罰則であります。新設条文たる第十條の二

第二項並びに現行法に脱落した第六第五項に

関するものを、追加補充いたしました。他は用語上の問題で、「又は」

を「若しくは」に改めただけでございます。最後に、付則につきま

しては、この法律が公布された後、都道府県及び市町村の職員に対し、

この法律による改正後の事務取扱いを徹底させるほか、外国人登録法施行規則の一部を

改正する等の諸準備のため、三月以内の猶予期間が必要でありますから、

この法律の施行期日は公布の日から三月をこえない範囲で政令で定めること

といたしたわけでございます。以上でございます。

○委員長(青山正一君) 本件についての質疑は他日に譲ることになり、たしまたして、本日は、この程度にて散会いたしたいと存じます。

次回は、十日午後一時から、ただいまの外国人登録法の一部を改正する法律案の質疑、及び大川、棚橋両委員より申し出もありませんので、三十三年度予算につきまして、審議することになりたしと存じます。

午後二時四分散会

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、外国人登録法の一部を改正する法律案

法律

外国人登録法の一部を改正する法律案

外国人登録法の一部を改正する法律

外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(居住地の変更と登録証明書交付)

第八条の二 第三条第一項、第六條第一項、第七條第一項又は第十一條第一項の申請をした外国人が、その申請に伴つて交付される登録

証明書を受領する前に前条第一項の申請をしたときは、同条の規定によるほか、次の各号の定めるところによる。

一 登録証明書の交付は、新居住地の市町村の長を経由して行う。

二 新居住地の市町村の長は、必

要があるとき、法務省令で定めるところにより、書面で、旧居住地の市町村の長が第五條第二項(第六條第四項、第七條第四項及び第十一條第四項)において準用する場合を含む。)の規定により指定した期間を変更することができる。

三 旧居住地の市町村の長は、前条第四項の規定による請求を受けたときは、新居住地の市町村の長に対し、すみやかに、当該外国人に交付すべき登録証明書を交付しなければならない。

(登録の訂正)

第十条の二 第八條第一項及び第二項、第九條第一項並びに前条第一項に規定する場合を除くほか、市町村の長は、登録原票の記載が事実と合っていないことを知つたときは、その記載を訂正しなければならない。

2 市町村の長は、前項の規定による訂正を行つたときは、当該外国人に対し、その所持する登録証明書を提出すべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による登録証明書の提出を受けた市町村の長は、当該登録証明書の記載を訂正してこれを当該外国人に返還しなければならない。

第十四條第一項中「外国人」を「十四歳以上の外国人」に、「第十五條」を「第十五條第二項」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「第一項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項

を同条第五項とし、同項を次のように改める。

5 第一項又は第三項の規定による指紋は、第一項に規定する申請に伴つて交付される登録証明書又は第三項に規定する申請に伴い書き換えて返還される登録証明書の受領と同時に押すものとし、その受領が第十五條第二項の規定により代理人によつてなされたときは、同条同項に規定する疾病その他身体の故障がなくなつた後直ちに押すものとする。

第十四條第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定は、出入国管理令の規定により一年未満の在留期間を決定され、その期間内にある外国人には、適用しない。ただし、その者が、在留期間の更新又は在留資格の変更により、当初の在留期間の始期から起算して一年以上本邦に在留することができなくなつた後は、この限りでない。

3 前項本文の外国人は、同項ただし書に規定する在留期間の更新又は在留資格の変更に係る第九條第一項の申請をする場合には、登録原票、登録証明書及び指紋原紙二葉に、指紋を押さなければならぬ。第十五條第二項の規定により、代理人が代つてその申請をする場合における本人についても、同様とする。

4 前項の規定は、第三條第一項の申請をした日(第六條第一項又は第七條第一項の申請をしたことがある者であるときは、その申請をした日)において十四歳未満であ

つた外国人には、適用しない。

第十八條第一項第五号中「第六條第五項」を「第六條第五項若しくは第十條の二第二項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に、「命令による申請」を「命令による申請若しくは登録証明書の提出」に、「場合の申請若しくは提出」に改める。

第十九條中「又は第十二條の二第三項」を「若しくは第十二條の二第三項」に改め、「申請をせず」の下に、「第六條第五項若しくは第十條の二第二項の規定による命令に従わず」を加える。

附則

この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

昭和三十三年二月八日印刷

昭和三十三年二月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局